

○津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月24日

津山市条例第47号

改正 平成29年3月22日条例第4号

令和3年12月21日条例第26号

令和4年9月21日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号等の利用及び法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項の個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項の特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号等 個人番号及び第4条第2項又は第3項の特定個人情報であって自らが保有するものをいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項の個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項の情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取り扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号等の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイル（法第2条第9項の特定個人情報ファイルをいう。）において個人情報（法第2条第3項の個人情報をいう。）を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合には、当該同表の第3欄に掲げる機関は、法第19条第11号の規定により当該事務を処理するために必要な限度で、当該特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成29年3月22日条例第4号抄）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

付 則（令和3年12月21日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年9月21日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	津山市子ども医療費給付条例（昭和48年津山市条例第34号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
	津山市心身障害者医療費給付条例（昭和48年津山市条例第40号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
	津山市ひとり親家庭等医療費給付条例（昭和52年津山市条例第19号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による経済的

	理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
--	--

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国情費、自立支度金、一時金、一時帰国情費、支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>津山市子ども医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>

	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>津山市心身障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する情報（以下「心身障害者医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>津山市ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>津山市心身障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>津山市子ども医療費給付条例による医療費の給付に関する情報（以下「子ども医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>ひとり親家庭等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>津山市ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
	児童手当関係情報であつて規則で定めるもの
	子ども医療費給付関係情報であつて規則で定めるもの
	心身障害者医療費給付関係情報であつて規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校教育法第19条の規定による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの